

# 総務常任委員会行政視察報告書

平成30年7月4日（水）から6日（金）までの3日間、総務常任委員会の行政視察のため、北海道函館市、ニセコ町及び登別市に出張しましたが、その内容について下記のとおり報告いたします。

平成30年9月3日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄 様

総務常任委員長 渡部 信 夫

## 記

### 1 視察日時及び視察先

- |     |          |               |                     |
|-----|----------|---------------|---------------------|
| (1) | 7月 4日（水） | 12：55 ～ 14：20 | 北海道函館市地域交流まちづくりセンター |
| (2) | 同月 5日（木） | 10：05 ～ 12：01 | 北海道ニセコ町役場           |
| (3) | 同月 6日（金） | 8：55 ～ 10：45  | 北海道登別市役所            |

### 2 行政視察出席者

9名（委員8名、随員1名）

渡部 信 夫	委員長	佐藤 忠 孝	副委員長
小林 時 夫	委員	長澤 勝 幸	委員
田中 雅 人	委員	齋藤 勘一郎	委員
五十嵐 吉 也	委員	佐原 正 秀	委員

随員（書記） 遠藤 寛之

### 3 行政視察テーマ

- (1) 函館市地域交流まちづくりセンターの取組について（北海道函館市）
- (2) 住民自治によるまちづくりについて（北海道ニセコ町）
- (3) 協働のまちづくりの取組について（北海道登別市）

その他、詳細につきましては、資料のとおりです。

以上、報告いたします。

## 函館市（函館市地域交流まちづくりセンター）行政視察記録

### 1 視察日時・場所

平成 30 年 7 月 4 日（水） 午後 0 時 55 分～午後 2 時 20 分まで  
函館市地域交流まちづくりセンター 会議室等

### 2 視察項目（事前質問）

「函館市地域交流まちづくりセンターの取組について」

- (1) 貴センター設置の経緯・経過について
- (2) 貴センターの業務内容及び事業費について
- (3) 函館市及び市民活動団体との連携体制について
- (4) 指定管理者制度の導入によるメリット及びその効果について
- (5) センター設置による住民意識の変化・効果について
- (6) 今後の課題及び展望について

### 4 視察記録

- (1) 施設内見学（施設紹介等）／12：55～
- (2) あいさつ／13：40～
- (3) 視察研修（概要説明・質疑応答）／13：46～
- (4) あいさつ（御礼）／14：20

## 【函館市地域交流まちづくりセンターの取組について】

施設内を見学後、以下の事前質問に沿って説明を受け、その後、質疑応答を行った。

- 1 貴センター設置の経緯・経過について
- 2 貴センターの業務内容及び事業費について
- 3 函館市及び市民活動団体との連携体制について
- 4 指定管理者制度の導入によるメリット及びその効果について
- 5 センター設置による住民意識の変化・効果について
- 6 今後の課題及び展望について

### 1 センター設置の経緯・経過について

先ほど館内をご案内した際にもセンター設置に関してお話しいたしましたが、指定管理となっております。平成 19 年に「NPO サポートはこだて」が指定管理を受けるためにスタートしたもので、事業としてはこのセンター運営以外の事業展開はしておりません。

センター立ち上げのために組織された団体であり、当初、私どものほかに他に 1 社、指定管理を受けるために手を上げておりましたが、最終的に私どもが指定管理を任された経過があります。

本日、センター長の丸藤が別件で不在のため私がお説明させていただいておりますが、立ち上げのきっかけとしては、理事長がコミュニティセンターをつくるのであれば、まちづくりに関して精通している丸藤氏をセンター長に据えて新しい団体を立ち上げ、指定管理を受けてまちづくりを進めようということがきっかけであります。

その時点は、指定管理を受けることができるかどうかわからない状況でありましたが、結果的に指定管理を受けることができ、現在の形になりました。

2 期目の指定管理の応募の際には、1 期目とはまた別の会社が手を挙げておりましたが、2 期目も私どもの団体において指定管理を受けることができ、引き続き運営させていただいているところであります。

3 期目の際には、私どもの他にどこも手を挙げる会社等がおりませんでした。おそらく、これまで 2 期の実績があったために引き続き運営を任されたものと感じております。

このようなことが設置に係る経過となります。

### 2 センターの事業内容及び事業費について

おそらく財務の部分について皆様関心があるかと思しますので、初めにご説明させていただきたいと思っております。お手元に配付しております資料の 2 ページをお開きください。これは、平成 27 年度から平成 31 年度までの財務状況になっています。

資料下部の収入合計に 2 億 5,485 万円との記載がありますが、この金額が 5 年間で私どもが指定管理としていただける収入金額となっています。

年間当たり 5,000 万円と少しということになり、支出としては先ほどお話ししましたサービススタッフ、施設メンテナンスを含めた金額となります。

そのうち管理委託料として函館市から指定管理料として約 2 億 1,700 万円(5 年分)となっている。

また、その下の項目で利用料金約 3,700 万とあるが、これは先ほどお話ししました施設の利用料金などあり、私どもの団体収入となるもので、約 3,700 万円という金額は 5 年間で売り上げることが可能であろうという金額となっており、それを合わせて 2 億 5,485 万円という数字となっております。

実際には市所有の建物を利用しており、その利用料金も含め、約2億1,700万円で運営していくこととなります。

委託管理料だけで運営費を賄えればよいと思いますが、設備のメンテナンスや人件費等々もあることから稼げる部分は稼いでいきたいと思いますというところであります。

メインの業務内容は館内の部屋を貸す業務となりますが、市民の皆様のコミュニティ、あとは中間支援サービスを行っており、そのようなことが主な事業内容となっております。

サービススタッフについては、資料のとおり的人数（常勤7名、非常勤4名、臨時職員1名）で運営しております。開館時間は午前9時から午後9時までとなっていることからシフト制・交代制で運営している状況であります。

### **3 函館市及び市民活動団体との連携体制について**

お金の話ばかりになってしまいますが、市民活動団体といわれる団体の中で、市民活動に特化した活動を行っている団体に対しては、減免団体として登録し、無料でご利用させていただいております。

さまざまな団体があり、特に減免団体として約300団体が登録しておりますが、そのほとんどが休眠状態であり、実際、積極的な活動をされている団体は1割程度であると思います。

その理由としては、やはり会員不足、資金難ということであり、団体登録はあるものの運営ができないということが実状であります。

10年前はそのような団体も積極的な運営をしておりましたが、会員不足、資金難ということもあり利用率がだんだん減ってきましたが、その反面、利用料金を支払うことのできる団体、例えば民間の会社などがその空いたところに入ってきており、現在、非常に貸館の利用率が高くなってきております。

例を申し上げますと、先ほど施設内をご案内した際の事務ブースなどの利用が特に増えております。

### **4 指定管理者制度の導入によるメリット及びその効果について**

指定管理者制度導入によるメリットは、やはり民間で運営している点であると思います。

利用をしていただくためにどのような工夫が必要で、非常に融通の利いたサービスをしております。

また、「ノーと言わないまちづくり」ということをコンセプトにしており、お客様に対して「できません」、「無理です」ということをなるべく言わないようにしております。そのような無理な相談があった場合もできない部分についてどうすれば近づけるかということと一緒に考えることとしており、そのようなことができることが指定管理のメリットの一つではないかと考えております。

役所であれば前例がない、指令がないとなかなかできないといったことで、事業を前に進めることが難しい状況があるかと思えます。

例えばマルシェなどを実施する際、テーブル一つとっても行政財産使用料ということで、使用料が発生することになりますが、センターの1階に喫茶店を民間で営業しております、マルシェを喫茶店の営業範囲の中で実施しているということで市に提出しており、それでマルシェが成り立っております。

本来ですと物販が絡むことから、マルシェを開催することはできないと思いますが、もともと物販している喫茶店の休業日にその一角を利用して、市民の方々に活用してもらおうということで、市から許可をいただいているところであります。

市においても経緯を認識しているかどうかはわかりませんが、水曜日にマルシェを開催しているということは知っており、マルシェはいつも賑わっていますねという返答をいただいているところであります。

このように前例がないことをどのように工夫して可能にしていくかということが、指定管理を民間で担っているメリットであると考えております。

## 5 センター設置による住民意識の変化・効果について

住民の方々を対象にしたアンケートなどを実施したことがないので明確には言えませんが、自由に入りができ、自由に使える場所であり、さまざまな展示もしていることから、住民の方がふらっと立寄っていただけるような施設・建物になってきていると認識しております。

人の動きがないとお金も動かないということもありますので、効果があるとまでは言えませんが、少しでも人を動かし、まちづくりを動かすような形には徐々になってきていると感じております。

## 6 今後の課題及び展望について

課題としては、指定管理を受けてから10年が経過し、施設自体の劣化に伴う経費の課題があります。

例えば空調機はガスヒートとなっておりますが、メンテナンスの保証期間が10万時間となっております。現在まではメンテナンスの経費を支払っていただければ、部品代は無料でありましたが、それが10年経過したことで10万時間を超えることによって、保証が切れることにより劣化による故障の料金を負担しなければなりません。

さらに、エンジンや室外機も取り替えなければならない時期にきており、その金額は200万円以上に上ります。メンテナンス費用が20万円以上のものについては市で負担していただけることになっておりますが、その辺を考えながら市としても予算編成をしなければならないということにもなりますし、対象とならない20万円以下の細かい修繕についても結構出てきておりますので、その分については、私どもで施設の利用料金をいただいている中から全て自分達で修繕していくということになります。

今年の春あたりから電気系統など細々とした修繕をしなければならない箇所が出てきており、10年が経過しても指定管理者はそのままです。経年劣化に係る費用についても考えていかなければならないと感じております。

展望ということにつきましては、指定管理でありますので、次回の4期目も指定管理を受けることができるようなことにしていかなければならないと思いますので、他の業者に負けないような充実したサービスをすることにより、再度、指定管理を受けることができると考えておりますので、そのようなことが一つの展望であると思います。

# 北海道ニセコ町行政視察記録

## 1 視察日時・場所

平成 30 年 7 月 5 日（木） 午前 10 時 05 分～午後 0 時 01 分まで  
ニセコ町役場 2 階 会議室

## 2 視察項目（事前質問） 「住民自治によるまちづくりについて」

- (1) これまでの住民自治に関する取組の経緯・経過について
- (2) 住民自治のまちづくりと人口増加の関連性について
- (3) まちづくりに関する特色ある取組事例について
- (4) 情報共有と住民参加型の取組について
- (5) 町内の各種団体との連携について
- (6) 今後の課題及び展望について

## 3 視察記録

- (1) 開 会／10：05～
- (2) あいさつ／10：06～10：08
- (3) あいさつ／10：09～10：24
- (4) 概要・研修内容説明／10：25～11：17 質疑応答／11：18～12：00
- (5) あいさつ（御礼）／12：00

## 【はじめに】

林副町長よりご挨拶の中でニセコ町のまちづくり基本条例、SDGs（エス・ディー・ジーズ）環境未来都市の取組及び産業構造等の概要等を紹介いただいた。

住民自治の関係についての所管課は企画環境課であるが、ニセコ町は管理職が他課の事業内容についても把握していなければならないという町の方針があることから、税務課長の芳賀氏よりニセコ町の概要及び住民自治によるまちづくりについてご説明いただき、その後、質疑応答を行った。

## 【資料】

- (1) ようこそニセコ町へ ニセコ町まちづくり視察資料／資料1
- (2) ニセコ町行財政概要／資料2
- (3) パンフレット等 /資料3

## 【事前質問事項】

- (1) これまでの住民自治に関する取組の経緯・経過について
- (2) 住民自治のまちづくりと人口増加の関連性について
- (3) まちづくりに関する特色ある取組事例について
- (4) 情報共有と住民参加型の取組について
- (5) 町内の各種団体との連携について
- (6) 今後の課題及び展望について

## 【視察研修内容】

### ○ ニセコ町のまちづくりの取り組みについて / 資料1

#### (1) 基本概念

町の基本概念であります。まちづくり条例の前文に規定されておりますが、まちづくりのテーマとして「住むことが誇りに思えるまちづくり」、副題が「～暮らしやすさが実感できる、元気と安らぎのあるまちづくり～」となっております。

このテーマの具現化とまちづくりの共通ルールの整備を図るため、平成12年12月に「情報共有」と「住民参加」の2大原則のもと、まちの憲法としてニセコ町まちづくり基本条例を制定し、平成13年4月から施行いたしました。

情報共有については、同条例第2条で原則、第3条で町民の権利、第4条では町の説明責任を規定しております。

住民参加については、同条例第5条で原則、第10条で町民の権利、第11条で未成年の町民の権利、第12条で町民の責務、第17条から第24条までが議会の役割と責務、第25条から第35条までが町長の役割を規定しております。

#### (2) 実践の積み重ねによる基本概念の達成

2ページ、情報共有と住民参加の取組について記載しております。

情報共有の取組としては、透明性の確保と説明責任の明確化であり、資料に記載のとおり取組を行っております。

詳しい内容については、後ほどご説明いたしますので、タイトルのみ朗読させていただきます。

文書管理（ファイリング）システム・原則公開の諸会議、委員会及び会議録の公表、財政の透明化（財政危機突破計画、予算編成）、財政状況の公表、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」の発行で、予算説明書、これは先ほど副町長より挨拶の際に話がありました町民向けの予算の説明書になります。

その他、情報公開条例、個人情報保護条例などもあります。

また、広報広聴事業の充実としては、まちづくり広聴箱、「私の意見」（手紙・メール）、メディアミックスによる効果的な情報発信として「広報ニセコ」、公式ウェブサイト、コミュニティFM、ツイッター、フェイスブックなどとなっております。

住民参加の取組としては、自らが責任を持って行動するまちづくりということで、各種委員の公募、まちづくり委員会、ふるさとづくり寄附制度、条例の計画制定及び改廃する際の住民参加の義務付け、事業ごとの住民検討会議、住民自らの事業企画・運営これが先ほど概要説明の際にご紹介申し上げた「あそぶつく」の運営ということになります。その他、コミュニティの支援、町民投票制度（最終手段としての担保）、未成年者の住民参加の保障として子ども議会、小中学生まちづくり委員会となっております。

この情報共有、住民参加の取組として重なる部分の取組としては、まちづくり町民講座、まちづくり懇談会、「こんにちは（おぼんです）町長室」、まちづくりトーク、まちづくり講演会などとなっております。

これらの取組を支えるための町職員の育成としましては、職員研修ということで資料下部の取組を実施しているところであります。研修費については総額 514 万円、旅費で 427 万円、研修受講料 84 万円、研修テキスト代など 3 万円となっており、小さな自治体の割には職員研修にかなりの額を支出しているところであり、人材育成に力を入れて推進しております。なお、まちづくり基本条例については後ほど説明いたします。

それでは今ほど概要を説明させていただきましたそれぞれの項目について詳しくご説明させていただきたいと思っておりますので、資料の 3 ページをお開き願います。

### (3) 主な実践（取組み）の概要

#### ア 文書管理システム（ファイリングシステム）

文書管理システム（通称：ファイリングシステム）であります。行政情報イコール町民の共有財産という認識のもと平成 12 年から導入・運用しているところであります。

平成 16 年に文書管理条例を制定しており、このシステムの目的としては情報の検索性を高め、文書の私物化を徹底的に排除して、文書を共有することで、誰でも情報を活用することができるようにするものであります。

以前は、机の上に書類が山積みとなり、キャビネットなども 2 段重ねになっており、書類を見つけるには担当者でなければわからないという状況で、探すまでに時間を要していたところでありましたが、このシステムの導入により文書検索時間の短縮、行政コストの削減が図られ、事務室内がすっきりし、フロア全体が見渡せるような状況となっております。

職員の退庁時には全ての文書がキャビネットに収納され、机の上には PC しかないという状況になっております。

この取組は、町長からのトップダウンで導入したという経過があり、一部の職員から反対、抵抗はありましたが、事態に合うような形での改善を継続して行っておりまして、現在、各課において毎月の点検作業や年 2 回の文書管理委員会での点検をしながら、制度の充実を図っていると



ころであります。

#### イ 財政危機突破計画（長期財政計画）

平成 16 年 9 月に町村合併の是非を問う議論が進められる中で、単独で自立した行政運営を続けるということで検討委員会を立ち上げ、最終的には単独で生き残る道を選択したということでこの計画を作成したところであります。

#### ウ 予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」

町の予算は本来、町民のものであり、毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務があるという認識のもと、通常の予算書では伝えにくい具体的な予算内容を町民にわかりやすく説明するため平成 7 年度から「もっと知りたいことしの仕事」として作成し、毎年 5 月上旬に町内全世帯に無料で配布しているところでございます。

この予算説明書の中には、その年の全ての事業説明を加え、町の財政状況、町長・職員の給料からまちづくり基本条例などについても掲載しているところであります。

この予算書は全国で先駆けて作成しており、現在では多くの自治体においてよりよいものが作られているところでありますので、当町におきましても毎年見直しを行いながら充実を図っているところでございます。なお、この説明書につきましては、観光協会で販売してございます。

#### エ まちづくり町民講座、まちづくり講演会・シンポジウム

役場の担当課長や外部講師が説明者となり、町民に対し担当分野の現状や課題等のお知らせを行い、その課題についての議論をする場となっております。これにつきましては、住民と行政が町の課題を共有し、お互いに考える場としているほか、職員が自分の仕事について説明を行う力、対話をする姿勢、意見をまとめる能力など、これらを養う研修の場としても位置付けられているところであります。

#### オ コミュニティ FM「ラジオニセコ」

町の情報を町民へ提供するツールの 1 つとして、平成 4 年から電話回線を利用したオフトークというものを利用してきましたが、機器の老朽化により平成 20 年 12 月をもって廃止したところであります。

その後、防災行政無線や IP 告知端末など様々なツールを検討しましたが、かなりの経費がかかるということがございまして、町内に特化した情報発信ができ、災害に強く、専用の受信機を必要とせず、かつ、整備コストが安価で経済的に優れているということで、コミュニティ FM ラジオ局（FM76.2 メガヘルツ）を平成 24 年 3 月 31 日に開局しております。

施設整備はニセコ町で行い、運営を株式会社ニセコリゾート観光協会が行う、公設民営方式で実施しているところであります。

本来の地域コミュニティ行政情報だけではなく、緊急時の情報をすばやく提供するため緊急告知付き防災ラジオを購入し、町内事業所や別荘所有者などに無償で貸し出しを行っております。

この防災ラジオはスイッチがオフになっていても緊急放送時は自動起動し、大音量で放送を行う仕組みになっており、そのようなことから防災機能の一端を担えるものと考えてございます。

現在、世帯の設置率は 74% から進んでいないということ状況であり、こちらの普及に向けて現

在取り組んでいるところでございます。

#### カ まちづくりトーク、こんにちは（おばんです）町長室、まちづくり懇談会

気軽に住民の方々に参加していただくということで、概ね5名以上の方が集まるようであれば、こちらから出向いて話をするという「まちづくりトーク」を行っております。

また、「こんにちは（おばんです）町長室」ということで、町長の日程にもよりますが、月1回程度、町長室を開放し、日中、夜間を問わず、町民の方にお越しいただきお話をするという取組を実施しております

また、「まちづくり懇談会」ということで、各地の会場やサークルなどにもお邪魔しながら、まちの課題などについて情報共有を図っております。

#### キ まちづくり委員会

まちづくり基本条例の理念に則り、町民が総合的にまちづくりを議論できる場として設置しております。公募による委員の方々によるまちづくり全般の意見交換・提言などを行っているところであります。

#### ク ふるさとづくり寄附制度（条例）

ニセコ町のまちづくりに共感した方々の思いをふるさとづくりの寄附制度として制定し、今後、本町が重点的に進める11分野の事業の中から選択いただく仕組みとなっております。

寄附が多様な参加の手法、社会的投資など、さまざまな意味合いを持つと同時に、寄附を受けた町と寄附者の一体感を高めることを目指しているところであります。

平成22年度からはクレジット納付システムを導入し、手続の簡素化を図っているところでございます。

#### ケ 未成年者のまちづくりへの参加（社会参加の推進）

まちづくり基本条例第11条の規定により、未成年者のまちづくりへの参加を進めているところでございます。小学生と中学生からなるまちづくり委員会を構成し、自分の住むまちの理解を深めていただき、自分たちの力で課題を見つけ、提言してもらうことが目的となっております。

また、まちづくりに参加してもらうことの機会を創出するため、選挙権のない子ども達に対して子ども議会を開催しております。一般質問のやり取りの形式をとり、回答もわかりやすさを基本として議員を務めた子供たちが今後のまちづくりの視野を広げるということを主眼として実施しているところでございます。

#### コ 環境モデル都市ニセコ町の取り組み

平成26年3月に国から環境モデル都市としての選定を受けているところであります。

ニセコ町の基幹産業は観光と農業であり、豊かな自然環境が基盤となっていることから、町では環境こそが町の生命線ということで考えており、環境政策に徹底して取り組んでおります。

また、ニセコ町における外国人観光客と外国人登録者数は増加傾向にあり、国際的な観光リゾートとしての認知度が高まっていると考えております。

ニセコ町の魅力は、豊は自然、良好な景観などの地域資源がベースであり、これらの地域資源

を守り、次世代へ引き継ぐことが重要であると考えております。

計画の概要としましては、国際環境リゾート都市ニセコの実現を目指し、2050年に1990年比で86%温室効果ガスを削減するという目標を掲げて、観光分野での省エネ・再エネの推進、家庭での草の根的な取組、エネルギー転換を計画の重点分野として地球温暖化対策に積極的に取り組むこととしている。

#### (4) ニセコ町のまちづくり基本条例

条例制定の道のりということで、自治の基本となるような条例が必要ということから、平成10年ごろから3年をかけてさまざまな手法で議論を行い、条例のイメージを具体化してきたということとあります。

平成12年の採決の際には、賛成10、反対5で可決されたところでございます。反対の理由としては、「規則や要綱で十分ではないか」、「時期尚早ではないか」、「議会の役割が不明確ではないか」などの意見があったところとあります。

条例の骨子としては、町民の権利保護、町民自身の責務、議会の役割と責務、行政の役割と責務の4点となっております。

住民自治のための基本条例として、理念、権利、制度を将来に向けて発展させるため努力を行うこととして、この条例がニセコ町のふさわしいものであり続けているか検討し、その見直しを行うこととしております。

16ページにニセコ町まちづくり基本条例の概説を掲載しておりますので、お開き願います。

自治基本条例のとしての性格として、住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例としており、自治の本旨を法的な側面から支える条例として期待しているところとあります。今後、この概念を自治のさまざまな実践の中で定着させていくことが、最も重要であると考えております。

基本条例ありきではないということで、条例制定そのものが最終目的にすり替わる危険性を持っており、これまでのさまざまな取組を法令で裏打ちするための本条例の制定であり、条例制定は自治の実践が基盤にあつてこそ可能であり、盛り込まれた制度を全て新たに運用するものではなく、既に運用されている制度も多いものであります。

町民憲章との違いということで、本条例は理念、制度など総合的な条例であり、我々町民の権利を明示して保護するものであり、従来の町民憲章とは性質を異にするものであると考えております。

育てる条例としての位置付けということで、見直しをすると申し上げましたが、時代や社会経済の状況に応じ、私たち町民が育てていく条例であると考えております。

条例に罰則はつきものかということについては、本条例は自治の基本となるものであり、町民自らが実践することにより保つものであると考え、罰則を不要としております。

自治基本条例という名称についてですが、本条例に条例という名称を付ける必要があるのかという疑問が残りましたが、住民自治イコールまちづくり捉え、まちづくり基本条例という名称としました。

この条例により運用がどのように変わるのかということについては、目に見えて変わることは少ないと考えております。今までのニセコ町の取組や実践を法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮することになります。

この条例はまちづくりの仕組みを具体的な権利や制度として定めたものであり、私たち町民の運

用次第で、ニセコ町そのものも大きく変わるものとして考えております。

条例にとしてこだわる理由であります、議会、町全体で議論して初めて町の憲法的性格を持つ存在となるため、町長の執行権内に留まる規則ではこのようなものにはなり得ないと考えております。

そもそも本条例の制定意図はまちづくりのための基本的な考え方やしくみを定めるものであり、自治体独自の最高法令である条例として制定することが必要でありました。

本条例の下に規則や要綱を制定しない理由であります、自治体の憲法として考えると規則や要綱は法令の体系を複雑にするだけであり、私たち町民にとってもわかりにくいものとなるため必要としておりません。なお、本条例第 56 条に規定する分野別の基本条例整備は、条例全体の体系化を進めるために必要となるものであります。

自治体の憲法としての性格であります、最高法規説と串刺し説の 2 つの考え方があり、本条例はこの 2 つの考え方の両面を持っており、どちらに当てはまるかということの判断は行っておりません。

議会基本条例と行政基本条例としての性格であります、議会議員が町民からの信託をもとに活動を行うとき、または、町職員がまちづくりの専門スタッフとして仕事を進めるとき、本条例はその基本法令としての性格を併せ持っています。

本条例の第 6 章 議会の役割と責務 第 17 条から第 24 条については平成 17 年 12 月の一時見直しの際に、議員提案により追加したものであります。

## ○ ニセコ町の各施設の概要 / 資料 1

### (1) 住民参加によって整備された各施設の概要

#### ア 学習交流センター「あそぶっく」

こちらは旧郵便局舎を購入し、増改築を行い図書館機能と情報公開機能を併せ持った施設になっております。町民の方々による NPO 法人が設立され、柔軟かつ町民の目線に立った運営により人件費などのコスト削減につながっているところであります。

役場庁舎の南側、正面玄関の反対側がこの施設となっております。

#### イ 綺羅街道（きらかいどう）

宿泊施設に行く途中に黄色い橋があったかと思いますが、そこまでの区間になりまして、本事業においては沿線の住民が協議会を組織しまして、地域の景観形成基準を設けて電線類の地中化、歩道整備などの街路整備によりニセコらしい景観を整備しようということで、住民による多くの議論・検討を重ねながら、平成元年から平成 14 年までとかなりの年月、事業期間を経ながら整備されたものであります。また、完成後も整備された美しい空間を整備しながら地元 NPO 法人の植栽なども行ってあります。

#### ウ 堆肥センター

クリーン農業、地域循環型社会を实践するための中核施設という位置付けであり、ニセコ町で排出される生ごみ、下水道汚泥、酪農家からの牛糞を堆肥化する施設であり、平成 14 年 12 月に操業を開始して現在も稼働しているところであります。

## エ 一般廃棄物最終処分場

北海道では初となる屋根と壁のあるクローズドデッキ型の最終処分場であり、焼却灰、破碎した不燃ごみの埋め立て処理をしており、周辺への環境負荷の低減と水処理などの維持管理経費の大幅な削減が可能となりました。

平成 14 年供用開始され、本施設の利用期間は 7 年程度と予測されていたが、町民のごみの減量、分別によるリサイクルの取組により、平成 29 年まで使用してきました。

平成 30 年からは既設の最終処分場については一定の残余量を確保して、民間施設へ埋立処分を委託しております。

## オ ニセコビュープラザ

5 月の連休や土日、夏休み期間中は駐車場が満車になるような盛況ぶりでありまして、地元の農産物や特産物を販売する直売所は年間 3 億 2,000 万円ほどの売り上げのある施設となっております。

ニセコ町は景観を見ていただくようなところがあり、屋内施設があまりなく雨のときにはいつも困っておりましたが、やっとこのような施設ができてニセコの農産物や特産物を購入する場所がなかったが、平成 9 年からはこのような施設ができたことによって変わってきたと実感しているところであります。

ニセコビュープラザ直売会ということで、こちらは農家が運営している施設形態でございまして平成 15 年に株式会社としてこちらもいろいろな変遷をしながら、形を変えながら運営しているところであります。

## カ ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯（きらのゆ）」

ニセコ大橋という橋が開通したことにより、今まで通っていた道を通らなくなりました。JR 駅があるのですが、そこを通らなくてもスキー場に行けるようになったことから、駅前地区の地域振興策として地域住民参画のもとに計画された施設であります。

現在、年間 12 万人を超える利用があります。地熱はあるが、温泉がでない等の問題もあり、湯量が現在少なくなっているということで、再度ボーリングを計画しているところであります。

駅前再開発の起点となっている施設であります。町で設置し、指定管理者として株式会社クラットニセコが運営しております。

## キ ニセコ中央倉庫群

JA が合併したことにより、利用のなくなった倉庫群がございましてこちらを空き地とともに買収してございます。3 棟を民間企業に貸し出し、2 棟を指定管理者制度により地域交流施設として運営しております。1 棟を町の備品収納庫として利用しており、平成 28 年 7 月開業ということで、2 年が経過したところであり、今後様々な展開がされていくのではないかと考えております。

## ク 北海道インターナショナル・スクール ニセコ校

町立の幼稚園が幼保連携施設ということで、幼児センターという施設ができましたが、その空き施設となっていたところに平成 24 年ニセコ町で働く外国人の家族が住みやすくなるようにと

いうことで、お話しがありまして、こちらの学校が開設されたところでもあります。

今までの説明を申し上げた中で、事前質問事項の大部分の項目については網羅していると思いますが、事前質問の(2)住民自治のまちづくりと人口増加の関連性についてというところについては資料の中で説明しておりませんので、ご説明させていただきたいと思います。

さまざまな考え方がありますが、昨年実施しました住生活の基本計画というものがございまして、公営住宅を含めた実態調査を行いました。

その中で、自然の多さや静かな環境ということからニセコ町への定住を選んだということが大きな理由として挙げられておりました。

先ほど副町長より話がありましたが、0歳から4歳の子ども、40代の人口が大きく伸びており、ありがたい状況であり、子育ての世代、それからリタイアの移住者が顕著に増えており、また、外国人の居住者も増えているというところもございまして。

子どもが他の地域に住んでおり、高齢になったことからその子どもが住んでいる地域に転出されるという方もいらっしゃいますが、その反面、転入されて来られる方もいらっしゃるということで、この10年、20年で人口の3分の1程度の方が入れ替わっているという話もあるところであります。

人口は増えておりますが、居住する方の出入りが多いということもあり、少し不思議な状況になっております。

子育ての部分の話をしてきましたが、子育てしやすい環境の充実・施策が今後の人口の増加等を考えた時、大きなポイントになってくるのではないかと考えております。

企業の誘致であります。いろいろなしほりを設けながら、企業等といろいろな話を進めている中でニセコ町の取組にご理解をいただいている企業が入ってきております。

そして先ほども申し上げましたが、ニセコ町は住環境が全く整備されていない状況でありますことから、従業員とともに住宅を建てていただいて移転される企業も増えてきている状況もあり非常に助かっているところであります。

このようにニセコ町のスタンスとしては、町の現状等もご理解をいただきながら、来ていただける企業がいらっしゃればということでございまして。

そのよう中で人口が増えていると申しますか、人口減少がしていない部分では多少なりとも影響していると感じているところであります。

副町長からSDGs（エス・ディー・ジーズ）とご挨拶の中で話がありましたが、私もまだまだ勉強不足ではあります。Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標ということで、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもとで、全会一致で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ行動計画に記載されたものでありまして、2016年から2030年までの国際目標と位置付けられてございます。

持続可能な世界を実現するための17目標と関連する169のターゲットから構成されておりまして、貧困、不平等の撲滅、地球上の誰一人として取り残さない社会実現を目指しております。

このSDGsの推進とニセコ町の住民自治の実践による持続可能なまちづくりの取組について高い親和性があるということで、予算編成方針、まちづくり懇談会、町政執行方針などで説明してきているところであり、今後ともこのSDGsを踏まえたまちづくりを展開していくということで考えております。

ですので、ニセコ町としての取組を変えるということではなくて、開発目標をうまく利用するような

形で、事業を進めて行きたいということから、政府から 29 自治体が未来都市の認証を受けまして、先日 6 月の 15 日に認証式ということで、北海道と札幌市、ニセコ町、下川町が全国テレビで吉本と提携して紹介されているところでもあります、それも SDG s の関係になります。

また、東北地方で申し上げますと宮城県の東松島市、秋田県の仙北市が 29 自治体に入っているところでもあります。

# 北海道登別市行政視察記録

## 1 視察日時・場所

平成 30 年 7 月 6 日（金） 午前 8 時 55 分～午前 10 時 45 分まで  
登別市役所 本庁 2 階 第 1 委員会室

## 3 視察項目（事前質問） 「協働のまちづくりの取組について」

- (1) 協働のまちづくりの取組の経緯・経過について
- (2) 市民自治推進委員会の概要及び各部会間の連携について
- (3) 地域内の市民活動団体等と連携したまちづくりの取組について
- (4) 今後の課題及び展望について

## 4 視察記録

- (1) 開 会／8：55～
- (2) あいさつ／8：56～
- (3) あいさつ／9：04～
- (4) 概要・研修内容説明／9：07～10：27 質疑応答／10：27～10：44
- (5) あいさつ（御礼）／10：45



登別市議会議長の成田昭浩氏のあいさつ後、登別市市民生活部市民協働グループ総括主幹である笠井康之氏より視察資料に基づき登別市の協働のまちづくりについてご説明いただき、その後、質疑応答を行った。

#### 【資料】

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 福島県喜多方市議会総務常任委員会行政視察<br>（協働のまちづくりの取組について） | ／資料 1 |
| (2) 登別市まちづくり基本条例の解説                           | ／資料 2 |
| (3) 市民自治推進委員会の立ち上げについて                        | ／資料 3 |
| (4) 市民と行政による協働のまちづくり（広報記事の写し）                 | ／資料 4 |
| (5) 登別市市民自治推進委員会「育み部会」から市への提案                 | ／資料 5 |
| (6) 登別市市民自治推進委員会設置要綱                          | ／資料 6 |
| 登別市協働推進庁内委員会設置要綱                              | ／ 〃   |

#### 【事前質問事項】

- (1) 協働のまちづくりの取組の経緯・経過について
- (2) 市民自治推進委員会の概要及び各部会間の連携について
- (3) 地域内の市民活動団体等と連携したまちづくりの取組について
- (4) 今後の課題及び展望について

### 1 協働のまちづくりの取組について【資料 1】

今回の視察事項である「協働のまちづくりの取組について」ということで、事前質問を4ついただいております。この4項目に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

#### (1) 初めに～市民協働グループについて

私の所属しております市民協働グループは、平成 27 年 4 月 1 日に新たに設置された大変新しい部署となっております。

設置目的としては、今までそれぞれの部署に分かれていた市民活動に関する事務を一本化して、協働のまちづくりを推進するという目的から新しく設置された部署となります。

市民協働グループということで、グループという名称がついておりますが、資料の下部に参考として記載しておりますが、以前、登別市は部課係制をとっていましたが、平成 17 年 4 月 1 日からグループ制を導入し、班、係制を廃止しております。その理由としては、突発的に増大する業務や複合的な行政ニーズに対応するため係間の垣根を取り払って、グループ制にしたところであります。

私の役職は統括主幹となっております、代表課長職となります。

所管事務ですが、記載のとおり 12 の事務を所管しております。

- 1 市民活動及び協働のまちづくりに係る情報の収集、調査研究、相談及び支援に関すること
- 2 市民活動センターに関すること

⇒ 市民活動の中心的な施設ということで設置されており、現在の市長の公約で新たに設置された施設になっており、当初は直営で管理運営をしていましたが、現在は指定管理者制度（5 年スパン）に移行しております。

- 3 市民自治推進委員会に関すること ※後述に詳細説明あり

- 4 市民憲章の推進及びコミュニティ活動に関すること

⇒ 市民憲章についてであります、本年度が登別の市民憲章を 50 周年ということになりま

す。昭和 43 年 9 月 20 日に制定されましたが、そのころ登別市は町でありました。その後、昭和 45 年に市となりました。それから 50 周年ということで今年の 9 月に記念式典を実施する予定となっております。

5 NPO に関すること

⇒ 市民活動センターを中心に、NPO 団体の支援を行っております。

6 町内会等に関すること

⇒ 町内会も活発に活動しており、後で詳しく申し上げますが行政と連携を図りながらまちづくりを推進しております。

7 防犯運動及び市民活動に関すること

⇒ 警察、防犯協会の関係、暴力追放の業務となっている。暴力追放の絡みで市役所の東側に刈田神社（かったじんじゃ）があり、北海道で最も古い神社と言われております。

その祭礼と併せて「幌別手づくり祭り」というお祭りを実施しており、市役所前の通りに 50 店舗ほどの露店が並びます。地域では大きなお祭りの一つとなっています。

このお祭りは、実行委員会・市民・団体が中心となって行うような形になっておりますが、実際は市の協働グループで運営しております。

8 防犯灯の設置助成に関すること

⇒ 防犯灯については、町内会で設置をしており、その設置費用の 3 分の 2 で、上限額 3 万円で市が助成しております。

平成 24 年度から平成 29 年度までは助成上限額が 5 万円でありました。今までは水銀灯の防犯灯が多かったのですが、LED の防犯灯に切り替えていこうという方針のもと、積極的に変えていけるような形で、補助上限を時限的な措置で 5 万円引き上げていたという経過があります。

LED 防犯灯の設置に当たっては、平成 30 年度から上限額を 3 万円ということで、以前の補助上限額に戻しております。以前は工事費が 5 万円程度で高額でありましたが、LED が普及し、工事費が 3 万円程度になってきております。

このことから当初 6 年間の防犯灯補助計画であったことから、その旨を町内会に説明し、了解のもと、延長せずに 3 万円に戻したところであります。

この補助以外にも市から町内会に補助金を支出しており、防犯灯の電気代として 5 分の 4、80 パーセントの電気代を市で補助しております。

市においても防犯灯が LED に代わることにより、ワット数が下がり、電気代も少額になってくることから、市としてもメリットがあることから補助を継続し、推進しているところでもあります。

以前の LED の普及率は 10 パーセント前後でありましたが、現在は 50 パーセントの普及率となっており、毎年約 10 パーセントずつ上昇しているところでもあります。

単純計算ですが、今後 4、5 年で 100 パーセントになるのではないかと考えております。

町内会の財政状況などによっては、年に 2、3 灯しか設置できないところもあることからしばらく時間がかかると思っております。

9 ボランティア団体に関すること

10 老人憩いの家、婦人研修の家、会館及び若草つどいセンターに関すること

⇒ 先ほど平成 27 年 4 月 1 日に市民協働グループが設置されたと申し上げましたが、設置さ

れる前は、老人憩いの家及び会館については市の社会福祉グループで管理しており、婦人研修の家は教育委員会の社会教育グループで管理しておりました。また、若草つどいセンターは中規模施設ですが、これも社会福祉グループで管理しており、それぞれ窓口が異なっておりました。

老人憩いの家等については地域の集会施設的なものであり、指定管理者制度を導入して地域の3つ程度の町内会が集まった連合会が、管理している施設でありました。

市民協働グループが設置される前は、窓口がバラバラで一本化してほしいという要望がありました。市民協働グループの設置により一括した窓口となりました。

#### 11 市勢懇談会、地区懇談会及び地区課題に関すること

⇒ 市制懇談会は現在開催しておりませんが、地区懇談会及び地区課題というものがあります。

地区懇談会というものは、9月定例議会、決算審査が終了後でありますので、だいたい11月ぐらいに実施しております。町内会が市内に95ほどありまして、登別市は山間部がありますが、住宅地は主に海側になっております。実際に住居があるのは海沿いに沿って点在しているような状況であります。温泉街だけは山間地区になります。

市内に11の地区連合町内会がありまして、地区懇談会は市の理事者（市長・副市長・教育長・次長などの幹部職員）が市内10カ所の地区連合町内会ごとに夜間の時間帯に出向きまして、地区の課題などについて懇談を行っております。

最近では、行政課題について地区ごとに説明・提供などを行い、地域住民の方々からそれに対する意見をいただいている状況であります。

以前はスクール形式の意見交換の形で実施しておりましたが、平成28年度、平成29年度は、グループワーク形式とし、地域の方々とは幹部職員がそれぞれのグループに分かれて意見交換を行っております。

平成28年度におきましては、全市観光というテーマで、議長からも先ほどお話がありましたが、全市観光の課題について話し合いが行われました。

全市観光とは、登別市は登別温泉が有名であり、国外、県外から多くの方が訪れますが、その観光客を登別温泉地区だけではなく市内全域に足を運んでいただき、観光誘客により市内全域の経済効果、活性化を促進するものであります。

この全市観光をテーマとさせていただきますと、全市観光を推進するために地域住民がどのようなことができるかということで意見交換を行いました。

その中で、ご意見が多くあった意見としては、外国人に対してあいさつを行うことやきれいな街、ゴミのない街にしたいということなど、これらを行うことによりリピーターが増えるのではないかとということでの意見がありました。

そういったきっかけより、現在は町内会を統括する連合町内会では全市的に環境美化に取り組んでいこうという重点項目になっております。

平成29年度の地区懇談会のテーマは、本庁舎建設について地域住民の方々と意見交換会を行いました。登別市役所の本庁舎はかなり古い建物となっております。昭和40年代の半ばごろに建設されておまして、かなり古く耐震性もないことから大きな地震があれば崩れてしまうのではないかとといった状況であります。建て替えに関しては総務グループが所管となっており、現在、さまざまな検討がされている最中でありまして。

昨年の地区懇談会では、市役所を新たに建設する場合、市内を大きく分けると西側の鷺別

地区、この幌別地区、東側の登別地区、温泉地区とそれぞれに分かれておりますが、「どの地区に建設すべきか」ということで、住民の皆様の意見を聞きました。やはり自分の地区に市役所があった方がよいというお話はあり、この幌別の地区の方は幌別にしてほしいという意見がありました。しかし、鶯別地区、登別地区の方の中には、やはり行政の中心は幌別にすべきという意見もありまして、最終的には幌別地区に建設することで進めております。

また、建設地区の問題以外に、どのような庁舎が適しているかということで、多くの声があったのは「住民が気軽に訪れることができるような庁舎がよい」、「カフェがあるとよい」、「会議ができる場所があるとよい」、「登別市は観光地であることから外観は観光客に自慢できるような庁舎がよい」、「駐車場が狭いので広い駐車場があるとよい」など、さまざまな意見があり、新庁舎建設に向けて参考にさせていただいているところでございます。

次に地区課題ですが、地区懇談会は大きな単位である地区連合町内会で行っているものに対し、地区課題については 95 の町内会の単位で、だいたい春先ごろに地域の細かな要望、例えば、道路のここが壊れているから修繕してほしいなど、地域の細かな要望を単位町内会からいただいている状況であります。地区課題については、町内会長などに市役所にお越しいただきまして、担当部署も会議に参加いただき、直接、要望内容などについて話し合いを行って対策を検討しております。

## 12 認可地縁団体の印鑑登録に関すること

⇒ 登別市において認可地縁団体はありませんが、町内会の関係の事務を所掌していることからこのような事務も担当しております。

ここに記載しておりませんが、市民協働グループのスタッフは、わたくし総括主幹 1 名、主査職 1 名、担当員 3 名の 5 名の体制で業務に携わっているところであります。

今ほどご説明いたしました内容については、事前質問事項ではございませんが、市民協働グループの概要についてご説明させていただきました。

### (2)ー 1 協働のまちづくりの取組の経緯・経過について

登別市の協働のまちづくりの基本となっておりますのが、「登別市まちづくり基本条例」となっており、皆様のお手元に登別市まちづくり基本条例の逐条解説を配布させていただいております。

こちらを基本に進めておりまして、この条例を制定したのが、平成 17 年 12 月 21 日ということになります。平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止され、自治事務や法定受託事務など地域のことは地域で考えるという流れが加速しまして、この時期に自治基本条例を制定する自治体が増えてきました。最初に制定した自治体がニセコ町であったと思いますが、登別市においても先ほど申し上げたとおり平成 17 年に制定したところであります。

協働のまちづくりのメインとなって動いているのは、市民自治推進委員会という組織がありまして、この組織については条例の中でも規定しております。

まず、このレジュメに記載しておりますのは、条例の制定の流れについて記載させていただいております。この条例につきましては、公募による市民と内部職員による検討委員会を平成 15 年 6 月に設置しております。このレジュメには記載しておりませんが、市内に専門学校が 1 校あり、専門学校の生徒もオブザーバーとして参加しておりました。

この委員会では検討委員会として 19 回、4 班に分かれてのワーキンググループ形式での会議を

計 42 回開催いたしました。その後、平成 16 年 7 月に条例素案を含む提言書を市長に提出しております。

このときのまちづくり基本条例検討委員会の委員長が小笠原現市長です。

そのころの小笠原現市長は民間会社に勤めており、まちづくり活動を積極的に行っていたことから委員会の委員長となり、まちづくり基本条例の制定に取り組んでおられました。

その後、市では検討委員会のまとめた提言書を基に、条例の素案への意見やフォーラムを開催し、まちづくり基本条例の案を行政としてまとめ、平成 17 年第 3 回の定例会に提案し、最終的に平成 17 年 12 月 21 日にまちづくり基本条例が制定され、公布されたところであります。

第 3 回定例会（3 月）に提案しましたが、そこで継続審議という形になりまして、特別委員会が設置され、最終的に第 4 回定例会で可決された経過がございます。

協働のまちづくりの基本となりますまちづくり基本条例の制定については以上のような流れになります。

## (2)ー 2 市民自治推進委員会の概要及び各部会間の連携について

市民自治推進委員会につきましては、先ほど説明いたしましたまちづくり基本条例第 28 条に、この条例の目的を達成するために市民自治推進委員会を設置する旨の規定がされております。

条例の制定する目的としては「この条例は、地方自治の本旨に基づき、登別市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である市民、市及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、公正・公平・公開の原則とする市民自治の実現を図ることを目的とする。」ということで、まちづくり基本条例の目的はこのようになっており、この目的を達成するために、市民自治推進委員会を設置しております。

委員会の協議する内容は、市民自治の推進に関すること、市民と市の協働のあり方に関すること、市の進める事務・事業に関すること、この条例の見直しに関すること、その他ということになっております。

この条例に基づきまして、平成 18 年 10 月に市民自治推進委員会が設置・活動を始めたわけですが、委員会が平成 24 年 6 月に委員全員が退会して、活動が休止となりました。その後、平成 28 年 4 月に新たな委員により委員会が再開され、現在に至っております。

その経緯であります。最初の委員会は委員の公募を行いまして、70 人の委員が集まり、平成 18 年 10 月 12 日に設立されております。

委員会では、その 70 人の委員が 6 つの部会にそれぞれ分かれて活動をしておりまして、複数の部会を掛け持ちして所属することも可能としておりました。このほか、部会以外に全員が参加する全体会議、会長や部会長、副部会長で構成する運営委員会がありました。

その構成については、次ページの市民自治推進委員会組織図ということで、一番上に全体会議があり、こちらで意思決定をする形になっております。その下に部会の部会長・副部会長などで構成し、全体的な方針を決める運営委員会があります。その下にそれぞれの分野ごとの 6 つの部会がございます。先ほども申し上げましたが、それぞれの部会に委員が所属しているような形で、部会の掛け持ちも可能となっていることから一人の委員が 2 つの部会に加入している状況もあります。

一番右に特別部会ということで記載してございますが、これは部会にまたがるような案件があった場合は、特別部会を作って協議するような形になっております。

4 ページにお戻りください。まず、委員会をどのように運営していくかということで、その規約

を自分達で作るということで、市で作成するわけではなく委員会で規約を作りました。

部会ごとに分野ごとのテーマを検討、また、市民自治フォーラムということで専門家などを招聘し、協働の推進、まちづくりに関する事業を開催しました。

また、福祉のまちづくり条例、景観条例及び緑化条例の骨子又は条文作成ということで、市から3条例については内容を検討していただき、骨子、条文を作成いただきたいということで、推進委員会にお願いした経緯があり、それに基づいて、推進委員会で条例の内容を協議しまして、条文や骨子を作成していただきました。

また、市の事務事業評価の外部評価をしていただいております、この時期に事務事業の仕分けなども行われていたことから仕分け人としても参加しておりました。また、図書館や地域活性化等に係る提言書をそれぞれの部会で考えて、市に提言をしていただいております。

このように当初は部会単位で活発に活動をしていた委員会でありましたが、委員数が徐々に減少しまして、運営が困難となり休会となる部会もございました。

この事情については、5ページにも記載してございますが、市民には多様な価値観や立場から物を考え発言することがあり、意見の食い違いや会議経験の違いなどから、何度も同じ会議を繰り返す、必ずしも意見が一つにならないことがあったということや経験に基づいたものではなく会議のスタイルが机上のものであることが多く、想像の範囲又は個々人の思いでのみ議論が交わされることが多かったというような事情がありました。

よくあることかもしれませんが、会議において声の大きな方の意見が通ってしまうことや自分の考えを長々と語ってしまうなど、このようなことが頻繁に見受けられるようになりました。

市民の公募で行っているということもあり、社会的な立場とつながりがない方も参加しておりましたので、意見についても実現することが不可能・困難な意見などもあり、机上の空論となってしまうとか、同じような意見を繰り返すなど堂々巡りを繰り返すような議論となり、そのようなこともあり、最高で90名ぐらいいた委員が徐々に減少していき、40名ぐらいまで落ち込みました。

そして、このままではまずいということになりまして、組織の改編など見直しを行い、総会、役員会、企画委員会という形の組織にいたしました。

企画委員会というものは、委員の方々が取り組みたい内容を自ら考えていく委員会でありました。当初2つの委員会が立ち上がり、1つは事業見直しに関する企画委員会、もう1つは全市観光に関する企画委員会でありました。しかし、毎回委員が5名程度しか集まらない状況であり、掛け持ちもできることから両委員会とも参加される委員は毎回同じ委員のみとなってしまうとしまして、最終的には会議をしてもどうにもならないような状態に陥ってしまいました。

このような状態が継続していたことから、委員会内においても話し合いが行われ、このまま継続することがどうなのかということで、平成24年5月に今後の推進委員会のあり方についての提言書を市長に提出しまして、同年6月に委員全員が退会し、活動を休止した経緯があります。

続きまして6ページをお開き願います。

現在の委員会ですが、提言抜粋ということで記載してございますが、委員の選考は公募形式を避け、実際に市内で活動している団体の関係者が委員として登録し、委員が知恵を出し合いながら協働のまちづくりを模索することが望ましいということで、公募形式を避けて、それぞれの団体で活動する代表者など実際にまちづくり活動に関わりのある方が委員になることにより、各団体を基本にしてまちづくりを進めて行くというようなことで、同じ失敗を繰り返さないようなことでこの提言になっていると認識しております。

また、新たな組織機構については、組織づくりに精通している行政に一任することとし、各種団体において活動の中心となっている人物が委員として登録することが望ましいということから、先ほどもご説明しましたが、公募形式ではなく、団体の代表者などを委員とし、団体を中心として推進していくことが望ましいということでありました。これも先ほど同様に失敗した経緯を踏まえて、このような提言が委員会からありました。

この提言書を市は重視しまして、委員会の立ち上げにつきましては、市が主体となり行うことで進めました。これが平成 24 年ごろでありまして新しい委員会が立ち上がったのが、平成 28 年ですのでこの間が 4 年近くかかってしまいました。その間、新しい委員会の設立に向けて市もいろいろな団体などに声掛けなどを行っていましたが、なかなかうまく進めることができなかったということがあります。

その折、登別市の第 3 期基本計画が平成 28 年度を初年度として策定しなければならないことになっておりまして、その策定については市民を中心に、市民の声を聞きながら策定する方針になっておりまして、平成 26 年 3 月に第 3 期の基本計画市民検討委員会が設置されました。

この検討委員会は、以前の委員会の提言を踏まえて市内でまちづくりを実践・推進している団体や公共的活動を推進している団体から推選いただいた 33 名の方と一般公募から 8 名の計 41 名で組織されました。

この第 3 期基本計画の市民検討委員会は、第 3 期基本計画の策定終了後、平成 28 年に市民自治推進委員会に移行し、現在の市民自治推進委員会の形となりました。

お手元にお配りしている「市民自治推進委員会の立ち上げについて」（資料 3）という資料をご覧ください。

これは、第 3 期基本計画市民検討委員会の委員の方々に市民自治推進委員会への移行に当たって配布された資料と同じものになります。

1 番目に設置目的として、まちづくり基本条例が基本になっているということが記載されております。

2 番目に市民自治推進委員会委員についてということで、この内容については先ほどご説明いたしました。最初の委員会が開催されたときに提言書を尊重しながら、各団体の推薦者及び一般公募の方々に構成しますということに記載されております。

3 番目に庁内体制についてということで、前の委員会については市民が中心となって委員会を開催してはいましたが、新しい市民自治推進委員会においては、市も積極的に関わりを持ちながら進めることとしており、第 3 期の基本計画を策定する時の体制としましては、市民の 6 つの部会があり、同様に庁内にも 6 つの部会があり、第 3 期の基本計画を策定してはあります。

その後の検討委員会から推進委員会への移行後も同様の形で移行してはあります。

現在の委員会は、市民自治推進委員会の全体会議、部会長・副部会長会議、それと 6 つの部会で構成されてはありまして、これに対して、庁内に協働推進庁内委員会を設置してはあります。

この A 3 の資料が市民自治推進委員会を中心とした登別市の協働のまちづくりのイメージ図となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

左側の図が市民・右側の図が行政となっており、左側の図の中に 6 つの部会が入っております。

まちづくり部会、ぬくもり部会、防災・環境部会、育み部会、都市調和部会、産業躍動部会があり、この 6 つの部会から市民自治推進委員会が成り立っており、その部会には市内のいろいろな団体から推薦いただいた代表の方が加入してはあります。

また、その図の下部にぬくもり部会からまちづくり部会までの6つの部会の記載があり、それぞれの部会を構成している団体名が記載されております。

例えば、ぬくもり部会であれば、社会福祉協議会、障害者の協議会、男女平等参画の団体、私立幼稚園の協会、連合町内会、一般公募の方というような形で、それぞれの分野の中心となる団体に加入いただいております。

市民自治推進委員会の中で協議された取組内容は、それぞれの委員が加入する団体に持ち帰り市民自治推進委員会の取組について取り組んでいただくというような形になっております。

市としても市民自治推進委員会に入っている団体以外の市民活動団体も巻き込みながら推進を図ることができればよいと考えております

A3の資料の市民自治推進委員会の図から交互に矢印が出ていると思います。市民自治推進委員会とその構成する団体を中心として、市民自治推進委員会の外の市民活動団体や市民の方に共有ができればよいと思っております。

そして、右の行政の図の中にも市民自治推進委員会と同じ部会が記載されております。市役所内部においても市民自治推進委員会と同じように6つの部会が設置され、トップが副市長となり協働推進庁内委員会を構成しています。各部会には関係する課長職がそれぞれ入っておりまして、解散した以前の市民自治推進委員会では、市の職員は積極的に関与しておりませんでした。新たに組織された市民自治推進委員会では、協働推進庁内委員会の各部会から担当として次長職と主幹職の職員が必ず参加するような形になっております。また、必ず事務局も参加しておりますので、市の職員と市民と一緒に各部会の取組を進める形になります。

6ページが一番下ですが、平成28年に立ち上げた新しい市民自治推進委員会の委員長から6つの部会がそれぞれに議論を進めると結果が見えにくいということから、初めは同じテーマに基づき話をしたほうがよいのではないかということから、各部会の合意のもと共通するテーマを検討し、「健康」というテーマを設けて取組を進めているところであります。

関連しまして、広報を抜粋した資料「市民と行政による協働のまちづくり」（資料4）をお手元に配付しております。こちらには今ほどご説明申し上げた内容が記載されております。最後のページですが、タイトルに「健康」をテーマにした各部会による取組内容ということで、ぬくもり部会からまちづくり部会まで6つの部会が記載されており、それぞれ各部会の基本計画に沿う形での部会の構成となっており、健康をテーマとしたそれぞれの部会の取組内容が掲載されております。

この健康に関する取組を2年間進めておりまして、結果が出てきております。

取組が難しくの成果が出ないと委員のやる気もなくなってしまうということもあるかと思いますが、例えば、都市調和部会と真ん中にあると思っておりますが、その中で「“きらり健康ふれあいウォーキングマップ”のリニューアル」とありまして、もともと市の教育委員会で作成していた「健康ふれあいウォーキングマップ」というものをリニューアルしたのですけれども、何もなければ今まで作成していたマップを刷り直す予定でありましたが、都市調和部会に教育委員会の職員が入って話し合いがもたれ、新しくクオリティの高いマップができました。

コピーしたのもも配付させていただいておりますが、こちらリニューアル前の「登別市ウォーキングマップ」となっております。こちらは8種類のマップであり、それぞれがバラバラとなっておりますが、これを1冊にできないかということで協議され、このカラーの新しいマップが完成した経過があります。市民自治推進委員会の委員会の委員で写真を撮影している委員もおられたことから、その委員から写真を提供いただいたり、河川にアイヌ語の地名を入れてはどうかという意見



があり、それをマップに盛り込んだり、QRコードを入れたり、また、日本工学院北海道専門学校の先生も委員であったことから学生に表紙を無料でデザインしていただいたりなど、さまざまな方々にご協力いただき完成し、かなり評判のよいものとなりました。

そのため裏表紙には協力として登別市市民自治推進委員会 都市調和部会として掲載させていただいております。

(追加資料配布)

今ほど配付させていただきました資料（登別市市民自治推進委員会「育み部会」から市への提案／資料5）は、育み部会から市へ提言されたものとなっております。

健康というテーマから利用されていない公園の活用を検討しておりまして、当初は健康遊具の設置を検討しておりましたが、育み部会に学校の先生なども委員で参加されていたことから小学校や幼稚園などにどこの公園で遊んでいるかなどのアンケート調査を行いました。

その中で住宅地にあるにもかかわらず、利用頻度が少ない「のびのび公園」という公園がありまして、アンケートの集計結果をみるとボール遊びがしたいという子どもや保護者からも意見が多くありました。資料の最後のページに写真を6枚ほど掲載しております。右下の写真を見ていただきたいのですが、「公園を利用するみなさんへ」ということで注意事項が書かれた写真がございます。その中で7番に「ゴルフの練習や野球・サッカーなど他人にめいわくをおよぼす、遊びはできません。」ということで、登別市の公園では、ボール遊びをすることができないことになっております。

公園に確認したところ、条例等においてボール遊びの禁止や犬の散歩の禁止などは規定されておりましたが、近隣住民の方からいろいろな苦情があったことから禁止事項として掲示されているとのことであります。

子ども達が公園でボール遊びさせてあげたいという委員からの話もあり、市民自治推進委員会の育み部会が中心となり、小中学校のPTAの意見や地域住民の方々やお祭りの際に駐車場と利用している地域の商店街の方々など、地域のさまざまな方々と公園の活用についての意見交換を行いました。そして、現在進行中ではありますが、先日、町内会の役員の方と話をした時には、ボール遊びを認めてもよいのではないかというご意見をいただいたところであります。

そこで、一番問題になってくるのは、公園の近隣に住んでいる住民の方々の理解が必要ではないかということもありましたので、町内会の方々にお願ひし、公園のまわりのお住まいの方々にチラシを配付し、懇談会を行いました。公園の周りには住宅が二十数軒あり、実際の懇談会では2、3軒の住民の方しかおいでいただけませんでしたが、その中でボール遊びをしてもよいのではないかという意見いただきましたので、今年度、祭りの実施に当たり公園の草刈りをするのですが、その祭り終了後に、試行的にボール遊びを許可しようということで現在進めております。

市民自治推進委員会としましては、地域・関係者と合意形成を図り、今までできなかったことを進めて行こうという考え方で、今後、苦情などがあって、うまくいくかどうかはまだわかりませんが、まずは実施してみなければ始まらないということで進めているところでございます。

このように積極的に進めている部会もありますし、なかなかうまくいっていない部会もあるようでもあります。

事前質問の中に部会間の連携ということがありましたが、6つの部会の連携につきましては、部会長・副部会長会議を開催しており、6つの部会で計12名おりまして、その他に市民自治推進委

員会の委員長1名、副委員長2名の計3名おりますので、全員で15人になりますが、このメンバーで部会長・副部会長会議を開催しております。各部会の情報共有や部会間にまたぐような取組の協議など、情報共有を図る場として、だいたい3、4か月に一回程度、部会とは別に開催しております。

なお、以前の部会の際の意思決定は一番上位の全体会議において決定しておりましたが、新しい委員会では各部会が独自に自らの取組を決定して進めることとしておりますので、部会長・副部会長を中心に部会単位で考え、方針を固めております。また、行政も積極的に関わりを持ちながら事業を進めて行っているところであります。

## (2)ー3 地域内の市民活動団体等と連携したまちづくりの取組について

地域団体活動等ということで、この定義としてももしかしたら違うのかもしれませんが、町内会ということでご説明させていただきます。

先ほど市民協働グループの所掌事務の中でもご説明させていただきましたが、市内95の単位町内会と11の地区連合町内会がありまして、それらの地区連合町内会を統括する組織として登別市連合町内会が組織されております。

この連合町内会の事務局には専任の事務局長がおりまして、市職員ではなく連合町内会が直接雇用している形になっております。実際には、市OBの方が事務局長になっておりますので、市の業務内容についても精通されております。

市民協働グループの事務室の一角に事務局がありまして、市から町内会に情報を流したい場合や町内会と連携して取り組む事業などもありますし、わたくしどものグループだけでなく他のグループからも市内に情報を流したいことなどもあり、とても連携が取りやすい状況になっております。

現在の小笠原市長の姿勢として市民に対する情報提供を積極的に行い、話し合いを持ち、合意形成を図りながら、市の事業を進めて行くような考え方でありますので、町内会へは積極的に情報提供していきたいという考えを持っております。

町内会を統括する連合町内会が庁内にあることは、連携が図りやすいというメリットですが、その取組的な部分を申し上げます。

地域からの要望を吸い上げるという視点としては地区懇談会、地区課題等であります。

情報提供の視点では、地区懇談会の中での情報提供や月2回程度開催している連合町内会の役員会議があります。会議の冒頭に市からの情報提供をさせていただき、その情報が地区連合町内会から単位町内会へ伝達されるということになっております。

町内会回覧は、連合町内会から月2回ほど回覧しており、市の情報をその中に入れていただいております。庁内のグループからいろいろなお知らせ等が集まるので、かなりの情報量・ボリュームになっておりまして、町内会からはもう少し絞れないのかという話も出ておりますが、市の方からも積極的に情報を出すようにしており、他自治体と比較するとその回覧などのお知らせの量は多いと考えております。

次に、町内会との連携につきましては、小地域ネットワークということで、見守りが必要な地域の独居老人の方や介護が必要な方などを地域で見守るような取組を進めております。

あいサポート運動の推進ということで、下部に説明が記載してありますが、障がい者の生活をサポートするような社会を構築するためのあいサポート運動というものについて登別市では鳥取県と協定を締結しておりまして、このことにつきましても町内会が中心となって進めております。

次に、緊急情報伝達網による災害情報等の伝達ということで、登別市では4、5年前の11月頃に1週間ぐらい暴風雪災害ということで大規模停電がありました。その際に、市からのさまざまな情報を伝える必要があったことから、地域の情報を町内会の会長などが走り回って伝えていただいたということがありました。その教訓から連合町内会から地区連合町内会へ、地区連合町内会から単位町内会への連絡網を整備しております。災害が発生した場合、市においても災害対策本部を設置することになりますが、連合町内会においても対策本部を設置して単位町内会へ連絡が行きわたる体制を構築しているところであります。

また、災害以外にもこの情報網を活用することがありまして、例えば、今年はまだありませんが、市内の小高い丘となっている地区がありまして、そこに何度か熊が出没しまして、大変危険であるというから、その際にも連絡網を活用させていただいたという経過がありました。

この他の緊急情報伝達の手段として広報車、防災無線というものもございまして、それ以外で地域に情報を行きわたらせる手段の一つとなっております。

次に、きれいなまちづくりということで、地区懇談会の中で全市観光の取組の一環として、まちをきれいにするにより、観光客の方に喜んでいただけるのではないかということで、そのような活動も積極的に取り組んでいただいております。

8ページをお開きください。市の施策等への協力ということで、登別温泉の地獄まつりという大きなお祭りがございまして、土・日曜日の2日間、メインストリートで「鬼おどり」というものがありまして、町内会から人員を動員していただいております。また、地域集会施設の指定管理であったり、市内温泉ホテル・旅館の利用を積極的にしていただいたりしており、その他、各種委員会への委員の推薦などについてもご協力いただいております。

今、お話しさせていただいたのが、町内会関係であります。市が町内会等を除く市民活動団体との連携したまちづくりの取組は特に行っておりません。

#### (2)ー4 今後の課題と展望について

今後、高齢化なども進んできており、市役所だけではまちづくりを推進していくことは難しいと感じております。住民の力、市民団体の力や市内企業の力など、いろいろな方の協力が必要となってくると思いますし、そのようなものがなければ、まちづくりを進めて行くことが難しいと考えております。

どのような形で連携すべきなのかということについては、市民自治推進委員会や市民活動センターなどと協力しながら、まちづくりを進めていかなければならないと思っております。

今後の課題であります。どの自治体においても状況は同じかと思っておりますが、町内会等が抱える課題としては、町内会の加入率の低下、役員の高齢化、役員の後継者不足などがあると思っております。

行政としても支援できることは支援しなければ、今後、厳しい状況になると思っておりますし、協働のまちづくりについては、職員の協働のまちづくりに対する意識なども大切になってくると思っております。